

## 第58回 「正しい運転・明るい輸送運動」の 実施について

### 1 運動の目的

この運動は、**交通・労働災害事故の防止**、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の**輸送繁忙期**における**安全、安心な輸送サービス**を提供することを目的とする。

### 2 運動期間

**平成30年11月16日(金)～平成31年1月10日(木)まで**

### 3 主催及び後援

全日本トラック協会並びに各都道府県トラック協会が主催し、国土交通省及び警察庁が後援する。

### 4 実施事項(詳細は北海道トラック協会 HP 掲載の実施要領参照)

- (1) **追突事故**及び**交差点**における事故防止の徹底
- (2) **過労運転防止**の徹底
- (3) **確実な点呼**の実施
- (4) **飲酒運転**の根絶
- (5) **携帯・スマートフォン**の使用禁止の徹底
- (6) **健康診断**の受診の徹底
- (7) **荷役作業時**の安全確保の徹底
- (8) **高速道路**における事故防止の徹底
- (9) **車両の安全性確保**の徹底
- (10) **降積雪時**における輸送の安全確保の徹底
- (11) **正しい積付け・固縛方法**の徹底
- (12) **エコドライブ**の推進
- (13) **運輸安全マネジメント**の徹底
- (14) **安全意識**の高揚
- (15) **輸送品質・サービスの向上**

### 5 実施要領(事業者実施要領を抜粋)

- (1) 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、又は**自社作成のポスター**、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の**実施事項**を徹底し、一層の**事故防止と輸送品質の向上**を図る。
- (2) 安全対策を検討する際は、全日本トラック協会が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
- (3) **従業員に対し必要な教育、現場指導**を行い、また、トラック協会が行う**研修会、講習会**等に**必要な従業員**を積極的に参加させる。
- (4) 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

☆**プロが示す交通安全運動はじまる**☆

～9月21日(金)から12月20日(木)までの間～

～ルールとマナーを守り、一般のドライバーの手本となり、一件でも交通事故を防ぎましょう。～